

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）
「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」
ユーザーレビュー委員会設置運営規程

令和7年6月12日 事務第0612-04号
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

（目的）

第1条 本規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「S I P」という。）包摂的コミュニティプラットフォームの構築（以下「包摂的コミュニティ」という。）の社会実装の予見性におけるユーザー視点からの評価を行うため、外部有識者からなるユーザーレビュー委員会（以下「委員会」という。）の開催及び運営に必要な事項について定めることを目的とする。

（開催及び運営）

第2条 委員会は、原則としてS I P第3期実施中に1回、S I P包摂的コミュニティの研究推進法人たる、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究推進法人」という。）が開催する。

- 2 研究推進法人は、委員会の運営に係る事務を行う。
- 3 研究推進法人は、委員会の開催日程及び議事内容について委員長と協議の上、決定するものとする。
- 4 委員長は、第1項記載の定例委員会のほか、必要のあるときはいつでも、研究推進法人に対して、委員会の開催を求めることができる。

（議題）

第3条 委員会の議題は、下記に掲げる内容とする。

- （1）ユーザー視点からの社会実装の予見性評価
- （2）その他、必要な評価

（委員）

第4条 委員会の委員は、以下のとおりとし、総合科学技術・イノベーション会議 S I Pガバニングボード（以下「GB」という。）の承認をもって、研究推進法人が委嘱する。

- （1）ユーザーレビューの主旨（ユーザー視点で社会実装（提供）されるサービス、製品、基盤等の内容、時期、市場、利便性等の向上が期待できるかを評価）を踏まえ、課題（プログラムディレクター）の目指す社会実装の姿を適切に評価できる知見・（業務）背景・経験を有する

有識者

- (2) 事業性 (BRL) の観点でコスト・需要性などについて具体的な評価を行うことができる有識者
 - (3) 既に課題の実証試験等で参画している者 (企業・団体) をレビュアーとして選定する場合、実際に成果物等を使用した観点での評価ではなく、社会実装されるサービス、製品、基盤等 (以下「社会実装財」という。) の受け手の一人を代表して評価することができる有識者
 - (4) その他、研究推進法人が必要と認める者
- 2 前項に定めた委員が、ピアレビュー委員会設置運営規程第4条1項で定める委員と兼務をすることは妨げない。ただし、委員構成自体を同一とすることはできない。
- 3 委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠等の委員の任期は、前任者等の残任期間とする。
- 4 委員は、研究開発テーマに利害関係を有する場合、その評価及び審議に加わることはできない。個別の取扱いに当たっては、「戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 利益相反マネジメントポリシー」(令和4年12月23日 ガバニングボード)「戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 利益相反マネジメント規則」(令和4年12月23日 ガバニングボード)を参照し、委員会で適切な対応を図ることとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員の互選により選定する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長が委員会を欠席し、又は利益相反等により会務を総理できない場合は、その職務を代理する委員長代理を互選により選定する。

(オブザーバー)

第6条 委員長又は研究推進法人が必要であると認める場合、研究推進法人は、オブザーバーとして下記の者を委員会に出席させることができるものとする。

- (1) プログラムディレクター
- (2) サブプログラムディレクター
- (3) 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局の職員
- (4) 厚生労働省 大臣官房厚生科学課の職員

- (5) 経済産業省 商務・情報政策局ヘルスケア産業課 医療・福祉機器産業室の職員
 - (6) 国土交通省 都市局まちづくり推進課 官民連携推進室及び住宅局市街地建築課市街地住宅整備室の職員
 - (7) 内閣府 孤独・孤立対策推進室の職員
 - (8) 金融庁 監督局 総務課の職員
 - (9) こども家庭庁 成育局成育環境課の職員
 - (10) スポーツ庁 健康スポーツ課の職員
 - (11) 知的財産委員及びピアレビュー委員
 - (12) その他、委員長又は研究推進法人が必要と認めた者
- 2 オブザーバーは委員会に出席し、委員長の指揮に従い、必要な事項について発言することができる。ただし、評価及び審議に加わることはできない。

(委員会)

第7条 委員会は、研究推進法人からの諮問に対して、GBの定める評価項目に基づき評価を行い、結果について答申する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 3 委員が、委員会を欠席する場合は、代理人を会議に出席させることはできない。また、他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、

委

員長を通じて、評価対象への書面に基づく評価及び意見を提出することができる。

- 4 委員長が必要と判断した場合は、委員会を持ち回りで開催することができる。
- 5 持ち回りで開催した場合の議事は、全委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(公開)

第8条 委員会は、研究開発に係る非公開の知見・知識、着想、技術等を含むことに鑑み、原則として非公開とする。

(議事録)

第9条 委員会の議事録は、原則として非公開とする。ただし、法令に基づく場合、その他研究推進法人が必要と認めるときは、委員長と協議の上、議事録のその全部又は一部を適切な方法により公開することができる。

(秘密保持義務)

第10条 秘密情報とは、研究開発テーマにより書面及び口頭で提供された研究開発に関する全ての情報及び研究推進法人が秘密保持の対象と指定した情報をいう。

- 2 委員及びオブザーバー（以下「出席者」という。）は、秘密について研究開発テーマにより公知とされない限り、これを秘密にし、研究開発テーマの書面による事前の承諾を得た場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、秘密の開示を受けた時点で既に出席者が保有していたことを証明できるものについてはこの限りではない。なお、出席者が辞任その他の事由によりSIP包摂的コミュニティへの関与がなくなった後も同様の義務を負う。
- 3 前項の規定において、出席者及び研究開発テーマ内の遂行に関わる者との間で、厳格な情報管理の下に、その職務遂行のため、知り得た秘密を共有することを妨げるものではない。

(資料の提出、意見の表明等の要求)

第11条 委員長又は研究推進法人が必要であると認める場合、研究開発テーマ等に対し、委員会に追加の資料の提出、意見の表明、説明、その他評価に必要な要求をすることができる。

- 2 委員長又は研究推進法人が必要であると認める場合、委員以外に対し、委員会に資料の提出、意見の表明、説明、その他評価に必要な協力を求めることができる。

(雑 則)

第12条 本規程に定めのない事項が生じた場合は、委員長と研究推進法人との間で協議の上、定める。

第13条 本規程の有効期間は、SIP包摂的コミュニティの実施期間とする。ただし、第10条については、SIP包摂的コミュニティの終了後も有効とする。

第14条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。

附則

本規程は、研究推進法人の組織決定を経て令和7年6月12日から施行する。